

いのち・未来 うべ 通信 18 号

わたしたちは原発のない安全な未来を
子どもたちに残すことを願って活動しています

〒755-0029 山口県宇部市新天町 1 丁目 2-36

宇部市民活動センター「青空」内

TEL 080-6331-0960 (安藤) ブログ : <http://blog.jp/nonukes2013>



画期的な判決を受け上関原発計画の

白紙撤回を実現しよう！

7 月 11 日、山口地裁の福井裁判長は、山口県の上関田ノ浦の公有水面埋立延長許可は、違法であるとする判断を示しました。完成に間に合うはずがないのに、ずるずると再質問を繰り返してきたやり方を裁量権の逸脱、瑕疵、違法と断定しました。

これによって、現在の許可そのものも当然、違法状態であり、失効しているものです。山口県は、来年 7 月を待たずに、埋立延長許可を取り消すべきです。

この判決は、画期的です。

弁護団と原告、支援者、事務局の一体となった粘り強いたたかひのもたらしたものです。

そして、県漁協祝島支店を漁業補償金の受け取り強要で押しつぶそうとした動きをはねのけた祝島のみなさんのもたらした勝利です。5 回にわたる県民集会を成功させてきた県民世論の大きな力のもたらしたものです。

全国的には、脱原発の流れに挑戦するかのよう、執拗に原発回帰がすすめられています。7 月 4 日には、東海第二原発の再稼働承認、そして画期的な大飯原発の一審判決を金沢高裁は覆してしまいました。7 月 3 日に閣議決定されたエネルギー基本計画は、新設増設は世論に押されて明記できなかったものの、20-22%の構成比を変えず、再稼働と新規建設を虎視眈々と狙っています。

福島原発事故の「処理」は何一つ解決していません。福島をオリンピックの聖火の出発地にすることは、原発事故の実態を隠すペテンです。7 月 11 日の山口地裁判決を受け、上関原発はいらない！福島を忘れない！より大きな運動を作り出しましょう。

～もくじ～

- ☆ 判決を受け白紙撤回へ
- ☆ 山口県はただちに取り消せ 安藤 公門
- ☆ 学習会の記録と案内
- ☆ 取組みの記録
- ☆ 野原千代さんの業績 横見 出
- ☆ 秋吉台と上関の海 高杉 静江
- ☆ 3・24 集会で発言して 岡本 正彰
- ☆ 原発ゼロ法成立へ 坂本 史子
- ☆ 辺野古の海 黙殺するのか 三戸 清恵
- ☆ 編集後記

山口県は違法な埋立て延長許可

をただちに取り消せ！

安藤 公門

司法が行政の違法を糾した。金額は二人の知事が違法な手続きで使った切手代 120 円×2=240 円だが、ことばに尽くせぬ大きな価値がある判決だ。

「工事が許可期間の 3 年で終わることも不明、まして 1 年半しか残っていない段階で山口県は中国電力になぜ問い合わせるのか、いったん不許可すべきではないか」、この誰もが常識的に抱く疑問に、山口地裁は、法律の言葉で明確に違法であると断じた。

裁量権の逸脱

判決文は、まず一般論として、免許権者は公有水面の埋立て延長の「正当な事由」の判断を「合理的な期間内に行うべき義務を負うというべきであり、特段の事情なくその判断を遅滞した場合には、裁量権の逸脱として違法と評価されるべき」とおさえる。(判決文 31 ページ)

次に、本件を具体的に検討する。

「延長後の竣功期限まで 1 年半に満たない状況であり、延長にかかる期間の終期（着手の日から起算して 6 年後である平成 27 年 10 月 6 日）までに埋立てが竣功する可能性があることが合理的に認められるとはいえず、以後、許否の判断を留保することは裁量権の逸脱として違法の瑕疵を帯びるといわなければならない。」(同 32 ページ)

さらに判決文は、重要なことを指摘して

いる。(同 31 ページ)

「他方、前知事及び村岡知事が中国電力に対して求めた補充説明事項の中には、事業者である中国電力の認識としての「政府のエネルギー政策における上関原発の位置付け」等、本来的に客観的な当否の判断に馴染まない事項が繰り返し含まれていたことが認められる。」として、裁量権の逸脱、違法となる根拠の例としている。(強調は筆者)

山口県は、「重要電源に指定されていること」をもって土地需要の根拠としてきたが、「正当な事由」の判断には「馴染まない」として斥けられたのである。

もはや、山口県には、道は残されていない。率直に県民世論と司法の判断に従うべきである。

このうえ、控訴して、いたずらに時間と費用を無駄にすべきではない。来年 7 月を待たずに、一日も早く、埋立て延長許可を取り消し、なによりもそのことによって、上関原発計画の白紙撤回への道を進めるべきである。

平和フェスタで展示と報告をします。

平和フェスタ 2018

とき： 7 月 27 日(金) 13~17 時

28 日(土) 29 日(日) 10~16 時

会場： 宇部市立図書館 **入場無料**

◆1F 展示室 「地元の平和への学び」 当会も展示

◆2F 講座室 *下記以外にも盛りだくさん！*

・ 7/27 13~15 時半 『火垂るの墓』 上映等

・ 7/28 14~16 時 「宇部空襲と戦災の記録」

～アメリカ国立公文書館より

～工藤洋三さん(徳山高専名誉教授)

・ 7/29 11~12 時 「核と原発」

いのち・未来 うべ

主催： 医療生活協同組合健文会 0836-34-2510

学習会の実施記録（3月から）

月日	テーマと報告者（敬称略）
03.16	「山口に移住して思うこと」横見出
04.06	動画「福島原発裁判、原告たちの記録」
04.20	「原発と核武装を考える～」安藤
05.04	動画「被曝（ばく）の森 2018～」
05.18	「医学的根拠とは何か」第 2 回 八田
06.01	動画「東電よ福島県農民連の声を聞け」
06.15	原発ゼロ法案について学ぼうー坂本
07.20	全国避難者の会 in 札幌報告 横見

- 毎週の金曜ウォーク（午後 6 時 市役所集合）後、第 1 週と第 3 週に緑橋教会 2 階で開催しています。午後 7 時～8 時半。
- どなたでも参加できます。初めての方、大歓迎です。
- 動画の題材は、見たいものがあればリクエストしてください。（学習部会 岡本）

取組みの記録

- 3月24日第5回県民集会
津田大介さん、木内みどりさん、細美武士さん)のトーク。以下は、ミュージシャン細美さんのメッセージです。
目指すべき未来は、持続可能で次世代に押し付ける負担が最も少なくなる(と思われる)選択をすること。そこに意を異にする国民はそう多くないはずなのに、我々は今も二極分化したグループの中で対立しあう構図（保守とリベラルや、賛成派と反対派などもそうです）から抜け出せずにいます。ここからどう抜け出して、建設的な議論を進めることができるのか、そのヒントを探しに当日は参加させていただきます。ぜひ反原発・脱原発「派」ではない人も気軽に足を運んでください。歌を聴いてもらうのにその人が何派かは関係ないのでから。

- 3月27日 祝島支店 漁業補償金の配分案を議題にした総会の部会を県漁協柳井事業所で開催。27対23で、補償金配分案は否決
- 5月4日金曜ウォーク@宇部300回！
- 出店 5/5 宇部まつりで祝島物産販売と展示 6/23 エコ市場 7/12 協立病院
- 5月14日 祝島、反原発デモ1300回！
- 5月15日山口県へ県民連絡会 申入れ
- 6月18日に、上関原発新規立地中止を求める緊急署名を経済産業省に提出。4月分と合わせて合計36,303筆
- 7月1日小中進さん朝の辻立ち10周年！
- 7月4日、山口地裁 上関原発公有水面訴訟、同自然の権利訴訟が開かれました。次回は判決公判です。
- 伊方原発の再稼働を止める山口裁判（地裁岩国支部） 6月22日 本訴訟第1回目。
7月13日 仮処分審尋、愛媛大学名誉教授小松正幸氏の証人尋問（仮処分では異例の公開。）

いのち・未来うべの総会は、9月24日の予定です。改めてご案内します。

～ 短 信 ～

- 毎日新聞6月10日付「ストーリー」
俳優・中村敦夫さんと100回公演をめざす朗読劇「線量計が鳴る」が特集されています。必読！柳井、宇部に続いて防府、光市でも公演されました。
- 河合弘之監督(弁護士)『日本と原発 4年後』が、動画サイト youtube で公開され無料で見る事が出来るようになりました。



野原千代さんの業績

横見 出

野原さんが関与して琉球大学理学部大瀧研究室から発表した論文は短期間に 8 報を数え、事故直後から凄まじいスピードで研究が進められたことを示しています。

それは被ばくによる健康への悪影響を危惧し、急いで警告を発しようとした野原さんの強い思いを表していると思います。特筆すべきは、野原さんが外部線量計での安全/危険議論にとらわれること無く「食」による内部被ばくに研究を集中したことです。

世代交代の早いヤマトシジミの特性を見事に用いて、内部被ばくの重篤性を明らかにするとともに、7 世代先まで悪影響が残ることをも示しました。ヒトに当てはめるとおよそ 200 年に相当します。私達はこの決死の研究を無駄にせず、野原千代さんの思いを受けて一人でも多くの人々を内部被ばくの悪影響から遠ざけなければいけないと思います。

以下、大瀧研究室のホームページから論文タイトルのみ紹介させていただきます。

2012/8/9 「福島原子力発電所事故のヤマトシジミへの生物学的影響」

2013/8/12 「福島第一原子力発電所事故とヤマトシジミ:長期低線量被爆(ママ)の生物学的影響」

2014/5/15 「ヤマトシジミにおける放射性物質摂取の生物学的影響」(野原千代さん筆頭)

2014/8/14 「福島原発事故の生物学的影響:ヤマトシジミの場合」

2014/9/23 「ヤマトシジミにおける二世代にわたる放射能汚染食物の摂取」(野原千代さん筆頭)

2015/2/10 「ヤマトシジミにおける異常率の時空間的な動態:福島原発事故後 3 年間(2011-2013)のモニタリング調査」

2015/11/5 「福島原子力発電所事故のヤマトシジミへの生物学的影響」(野原千代さん発表)

2015/12/9 「ヤマトシジミにおける福島原発事故の内部被爆(ママ)的・継世代的影響」

【国際フォーラムプロシーディング】

2014 年 11 月 29 日にジュネーブで行われた「電離放射線の遺伝的影響についての科学と市民フォーラム」のプロシーディング。日本、アメリカ、フィンランド、イングランド、ドイツから 6 人の専門が招待され、大瀧研究室からは野原千代さんが発表を行った。

秋吉台と上関の海

— 2 人の知事の対応の違い —

高杉 静江

1956 年(62 年前)、戦後の後始末として、国(調達庁)から秋吉台を米海軍の爆撃演習場にという申し入れに対し、当時の小澤太郎山口県知事は「同意できない」とはね返しました。その結果、今の地質学上、貴重な文化財である秋吉台があります。小澤山口県知事(在任 1953 年~1960 年)の回想録『風雪』から「九 秋吉台 一米軍爆撃演習場問題 105 頁~」より引用させていただきます。略している箇所もあります。

(『風雪』小澤太郎著 発行人;小澤克介 2011 年刊)



美東、秋芳、町民総決起大会（中央著者、同書から）

昭和 31 年 3 月今井調達庁長官から、秋吉台を、米海軍航空隊の爆撃演習地とするため、使用条件の変更を米軍から求めて来ているので同意を願いたいとの申し入れがあった（この件の経過については、山口県、秋芳町、美東町共編の『秋吉台大田演習場小誌 爆撃演習解除記録』に詳細記してある）。同地は明治末期頃から、陸軍演習場として使用され、大正 11 年陸軍第 5 師団と関係 5 町村が賃貸契約を結び、約 1,700 町歩を演習場としていた。終戦により日本陸軍から返還されたが、占領軍ニュージージーランド部隊が日本陸軍の財産であるとして、不法接収して演習を行って居たのを、昭和 24 年特別調達され、米軍が利用して居た。

昭和 26 年 9 月平和（注 サンフランシスコ講和）条約の調印により、接収解除と同時に安保条約第 3 條に基く特別協定によって、自動的に米軍が利用することになった。そしてその使用条件は陸上部隊の演習とされていたのである。

この申出に対し直ちに「同意出来ない」と回答し、秋芳、美東両町長の意見を求めた。両町長は勿論反対である。（中略）

秋吉台は、学問上極めて貴重な文化財であり、いかに強力な米軍の要求であっても、絶対に譲歩し得ないものである。この観点から秋吉台の学術

研究者である九州大学の鳥山教授、山口大学の浜田教授と図り、両教授を中心として、学術面から反対運動を展開することとし、別に、松山山口大学長を長として秋吉台学術調査班を結成し、純学問的立場から反対資料を作製することとした。鳥山、浜田両教授は、国内は勿論米国をはじめ各国の地質学会に強く働きかけ、又政府に対して、学者として活発な反対運動を続けていただいた。（中略）（筆者は）政府各省大臣、調達庁長官に反対の意思を強く傳へ、米軍司令部でのハーバート少将との会見には、この席で筆者は若し米軍が爆撃演習を強行するなら知事自ら現場に坐り込むとまで云った。（中略）

8 月 24 日大平正芳代議士を團長とする衆議院内閣委員会の現地調査があり、9 月 5 日、同委員会は、秋吉台は、文化財保護の立場から爆撃演習に不相当であるとの結論を出した。鳥山、浜田両氏の内外地質学会に対する運動が、米国有識者の良識を呼び起こし、米大統領を動かしたことと思われるが、さしも強硬な米軍も遂に秋吉台使用を断念、9 月 12 日調達庁長官より大田演習場使用条件改訂要求は撤回するとの公文を受取った。次いで 11 月 15 日、呉調達局長より大田演習場は 12 月 16 日を以て地元両町に返還されるとの公文を受取った。16 日返還式が秋吉台上で行われ、こゝに秋吉台演習地問題は成功裡に終止符を打つことが出来た。

さて、今の村岡・山口県知事はどうでしょうか。2016 年 8 月中国電力に上関の公有水面埋め立てを許可し、また 10 月、県議会も同調しました。まさか！の出来事にびっくり仰天しました。上関町祝島の方々の苦しみ、怒りはいかばかりでしょう。「国策だから仕方がない」は、秋吉台のことからもわかるように全く通用しません。私達は、上関町田ノ浦の豊かな海を守りたい一心です。

県民集会に一人でも多くの

障がい者の参加を願う

岡本 正彰



上関原発建設計画の白紙撤回と、原発再稼働中止を求めての県民大集会、今年は5回目であったが、今年、私は地域からの発言の中で、障がい者の立場として西村和幸さんと登壇した。西村さんは、大きなよく通る声で次のように訴えた。

「障がい者や高齢者が安心安全に生活するためには、絶対に原発はあってはなりません。福島で原発事故に遭った私のような視覚障がい者や岡本さんのような重度の脳性麻痺障がい者はヘルパーが来ないので、買い物にも行けません。原発事故が起こると、隣近所も自分のことで精一杯になるので、冷たくなります。そういう意味で、私は上関に原発が建つという話があること自体、常識とかけ離れていると思います。村岡知事にも子どもさんがおられます。上関原発建設を認め、子どもさんを原発事故に遭わせるようなことは止めてください」

私は脳性麻痺で言語障がいもあるので、発言したいことを事前に西村さんに伝えていて、彼が私の思いも含めて発言してくださったので、これ以上言うことはないと思ったが、最後に自分の口で「障がい者にとって最良の避難計画は上関原発が建たないこと、原発が一切ないこと」と発言した。

障がい者にもっと集会に参加してほしい。障がい者が集会に参加する際、

- ①自分の力で自由に動けない、ヘルパーの手配、道中の心配などの物理的なバリア
- ②会社で働いたり障がい者福祉事務所を利用している人は原発反対と大声で言いにくいという立場上のバリア
- ③自分が集会に参加して周囲の人に迷惑をかけないだろうか、参加して声を上げて本当に役に立つのだろうかと思ってしまう自分自身の内面のバリアがあると思う。

この3つのバリアを障がい者、健常者が共に話し合い解決に導き、集会に参加しやすいよう今後も整備する必要がある。

バリアを少しでも解消でき、来年は今年より多くの障がい者に会えることを、強く期待している。

ご案内

障がい者の防災・避難を考える市民の会

第4回勉強会

- (1) 自閉症と避難について事例報告
- (2) 西日本豪雨災害と避難 他

8月25日(土) 13時半～15時半

宇部福祉会館ボランティアセミナールーム

呼びかけ：浜本裕子 西村和幸 岡本正彰

原発ゼロ再エネ推進法成立を

坂本 史子（会員）

国会は 7 月 22 日まで延長された。自公政府与党のごり押しで、疑惑隠しのままで重要法案を次々強硬に採決・成立させている。歴代自民党政権に比しても、異常の極み。これほど“まっとうな政治”が求められている時はない。

標記の法案、経済産業委員会で付託は決まっているが、3 か月もつるしにあった挙句、今の国会勢力図では、十何時間か委員会審議して賛成少数で廃案にされる可能性が大だ。

しかし、振返って法案の意味は小さくない。これまでも「ゼロ法」的なものは検討されてきた。だが今一つパンチに欠けた。今回は違う。まず法案策定過程、市民と一緒に作り上げた。原自連などときっちり突合せをした。タウンミーティングも 2 か月のうちに 11 か所行い、重要な修正も行った。

その後、基本法案公表。基本理念で「全ての原発を速やかに停止し廃止する」ことを掲げ、法施行から五年以内に全原発の廃炉を決定する目標も明記。

例外規定は削除の上、全原発廃止について、法案骨子で「速やかに」との表現にとどめていた手続きの進め方を具体化。「法施行後五年以内に全原発の運転を廃止」とし、廃炉を決定する期限を盛り込んだ。

原発ゼロへの道筋は、省エネの推進と再生可能エネルギーの拡大で 2030 年時点の電力需要を 10 年比で 30% 以上減らし、再生エネによる発電割合を 40% 以上とすることを明記。

国の責務、廃炉で経営悪化の際、政府が「必要な支援をする」、電力会社も原発ゼロを受け入れやすい環境づくりを行う。原発立地自治体に「雇用創出や地域経済の発展」に措置を講ずるとした。原発を廃炉にしても残る使用済み核燃料については「再処理は行わない」。



原自連記者会見（1月10日）

立憲民主、共産、自由、社民の野党 4 党は 3 月 9 日、「原発ゼロ基本法案」を衆院に共同提出。「無所属の会」で党籍を持たない菊田真紀子、黒岩宇洋両議員が同調した。6 月に「決起集会」を国会内で行い、現在に至っている。

現状は、稼働中（予定）9 基 規制委員会が認可済み 5 基 申請中 12 基 申請していない 17 基 廃炉 14 基（2030 年には 25 基になる？）

従って政府新エネルギー基本計画の 2030 年原発 20~22% などありえない（30 基分くらいが必要）。

原発ゼロへ。常に市民運動と一緒に取り組んでいく。各 NGO の脱原発・自然エネルギー 100% シナリオが現に未来を示している。自然エネルギー、省エネルギー、地域主導の「3 本柱」、政策形成プロセスに市民が参加するシステムの構築し、原発ゼロで 100% グリーン化をめざそう。

「本土の私たちは、辺野古の海を 黙殺するのか??？」

三戸 清恵

沖縄県の辺野古新基地建設には、山口県周南市黒髪島と防府市向島の土砂が使われる予定になっているのです。その他西日本各地からわざわざ沖縄に運ばれ、その量は 10 t トラックを縦に並べて沖縄から北海道まで 6 往復の膨大な量になります。



その土砂を埋める大浦湾は、世界でも有数のサンゴの生息地です。絶滅危惧種のサンゴもたくさん見られます。防衛省は移植すると言っていますが、環境の違う場所で絶滅危惧種の生き物が生き延びられることが、果たしてできるのでしょうか？

3000 年をかけて海底 18m から海面 2m まで大きくなったサンゴ礁が大浦湾には何カ所か見ることができます。そのサンゴ礁が魚たちの住処になり、大浦湾をより豊かにしています。

辺野古新基地がもし出来たら潮の流れが変わり、3000 年のサンゴたちが生き延びられるのか

どうか、判りません。。

また大浦湾にはジュゴンが時々海草を食べにやって来ていましたが、最近は工事で海上がブイで囲まれ、まったく来なくなったそうです。日本が先進国であるのなら、美しく豊かな環境を壊すなどという愚策はしないはずなのですが。。。。。

しかし、防衛省は既に大浦湾の南の浅瀬を護岸で囲い、8月17日に土砂で埋め立てると沖縄県に申し出ています。そこは遠浅の岸辺でアオウミガメが卵を産み、多くの生き物が生息している豊かな岸辺なのですが。。。。。

本土のみなさん、これでいいのですか？次世代に豊かな自然ではなく、戦争の道具を残していいのですか???

編集後記

7月11日、山口地裁で公有水面埋立禁止住民訴訟の判決が出ました。内容は、1頁2頁をお読みください。私たちは確信を得、改めて意を強くしました。★今号の「野原千代さんの業績」は、前号「野原千代さんを偲んで」の続きです。また、「原発ゼロ法の成立へ」は、原自連のその後の動きです。ともに、17号とあわせてお読みください。★「本土の私たちは、辺野古の海を黙殺するのか」(8頁)は、辺野古の美しい海の埋立てが切迫した状況に入ったことを訴えています。上関と根っこは同じです。★金曜ウォーク@宇部は300回を超えました。学習会とあわせてご参加ください。また会員を募集しています。7月11日の判決を報告するため発行を遅らせました。

(編集部 T)